

フレンドシップスクール（中学校早期宿泊行事）運営業務公募型プロポーザル 質問と回答

令和 3年 4月 23日

No.	質問項目	質問	回答
1	別紙1 Ⅲその他 1 キャンセル料	<p>今回ご指示を頂きました内容を弊社にて実施するに当り受注型企画旅行契約にて、契約を結ばせて頂こうと考えております。その際、キャンセル料ですが、標準旅行業約款通り旅行開始日の前日から起算し20日目にあたる日より前の場合、企画料金相当額をいただいております。</p> <p>出発日の21日以前に中止になった場合、キャンセル料金を収受することは可能でしょうか。</p>	<p>[別紙1>Ⅲその他>1 キャンセル料] に区が希望するキャンセル規定を提示しておりますが、協議を希望する場合は、企画提案書内に希望事項等を記載してください。</p> <p>なお、出発日の21日以前に中止となった場合、標準旅行業約款に則り企画料金相当額を支払うことについては妥当と捉えています。ただし、企画料金の妥当性については、[要領>7 受託者候補者の選定手順>(1) 評価基準>イ 企画提案に対する評価基準] に記載する「費用対効果」の視点から、審査の対象となります。</p>